



成年後見制度利用促進に係る取組状況等について

令和 6 年 10 月 11 日

社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室

障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

老健局認知症施策・地域介護推進課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

○ 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

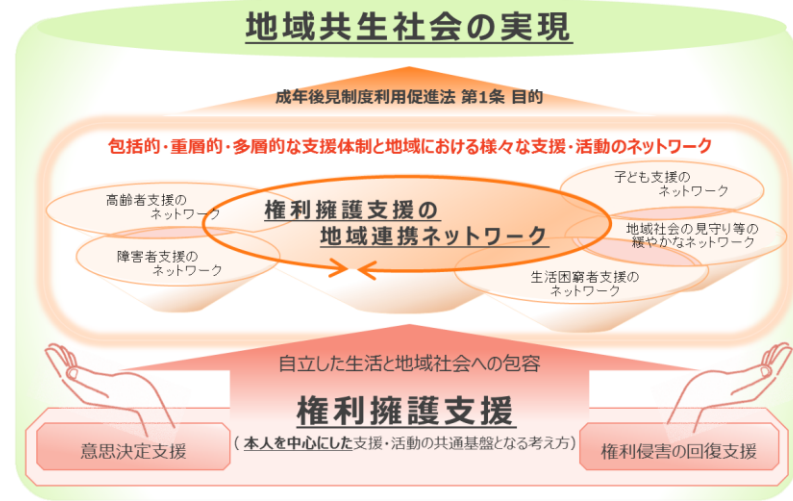
- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
 - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
 - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
 - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
 - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

ひと、くらし、みらいのために

① これまでの取組

地域連携ネットワークづくりに関する厚生労働省の取組の概要

- 厚生労働省では、すべての市町村において、権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指し、中核機関の整備や市町村計画の策定といった市町村の体制整備を推進する取組を実施。
- 引き続き、これらの取組を進めるとともに、第二期計画でK P I が掲げられた都道府県の機能強化や担い手の確保・育成等に資する取組をさらに推進する。

市町村の体制整備の推進に関する取組

- ① 「市町村・中核機関職員向け研修（基礎・応用）」「都道府県職員・専門アドバイザー向け研修」の実施（令和元年度～）
- ② 市町村の実践例等を紹介する「市町村セミナー」の開催（平成30年度～）
- ③ 市町村・中核機関等から体制整備や困難事案等の個別相談を受ける「窓口（K-ねっと）」を全社協に開設（令和2年度～）
- ④ 全国の取組状況の検索や情報交換、研修動画・資料を活用できる「ポータルサイト（成年後見はやわかり）」の運用（令和2年度～）
- ⑤ 各種手引き・ガイドライン（「体制整備の手引き」「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」「市町村計画策定の手引き」「都道府県による市町村支援のためのガイド」「47都道府県 中核機関の取組事例集」）の作成（平成29年度～）
- ⑥ 成年後見制度利用促進に関する最新の動向を周知する「ニュースレター」の発行（平成30年度～。現在、第36号まで発行）

第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組

- ① 市町村・都道府県に対して、第二期計画の施行通知及びKPIの考え方を示す事務連絡を发出（令和3年度）。
- ② 都道府県による市町村支援の取組を推進する補助事業の創設（令和4年度～）
- ③ 都道府県による市町村支援に関する取組報告や情報交換・意見交換の場として「都道府県交流会」の開催（令和4年度～）
- ④ 厚生労働省による研修指導者の養成及び都道府県による意思決定支援研修の実施を推進する補助事業の創設（令和4年度～）
その他、各種意思決定支援に係るガイドラインに共通する理念や考え方を整理した研修資料・動画を作成（令和4・5年度）
- ⑤ 意思決定支援や身上保護の内容を含める等した「市民後見人養成研修カリキュラム」及び「市民後見人養成テキスト」の見直しを実施（令和4・5年度）
- ⑥ 先行して法人後見養成研修を実施している都道府県のカリキュラム事例を周知（令和4年度）。都道府県による法人後見養成研修事業を、新たに国庫補助対象に追加（令和5年度）
- ⑦ 成年後見制度利用支援事業の適切な実施について調査、通知发出（令和4年度）
- ⑧ 市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について、事務連絡を发出し、参考となる他の自治体の市町村長申立マニュアルや都道府県・市町村の取組に関する参考事例集等を周知（令和5年度）

成年後見制度利用促進体制整備研修等の実施

市町村の体制整備の
推進に関する取組

第二期計画を踏まえた
更なる推進に関する
取組

- 体制整備に関する基本的な考え方を全国に浸透させるため、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことができる市町村・中核機関等職員向け研修（基礎・応用）、都道府県等職員・専門アドバイザー向け研修等を実施（令和元年～5年度の5か年で、**延べ8,273名が受講**）。
- 都道府県の支援体制強化のため、都道府県担当職員・アドバイザー向け研修においては、都道府県にて研修実施ができるように意思決定支援研修担当を新たにプログラムを変更して実施。
- 親族後見人、市民後見人等も対象とした「後見人等への意思決定支援研修」については、令和2年度（都道府県は令和4年度）から実施。令和4年度までに**延べ6,761名が受講**した。

		基礎研修	応用研修	都道府県担当職員・アドバイザー向け研修	後見人等への意思決定支援研修
対象		市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	都道府県担当者、都道府県社会福祉協議会等の職員、体制整備担当アドバイザー、権利擁護支援担当アドバイザー、意思決定支援研修担当、希望する市町村、中核機関等の職員	親族後見人、市民後見人、専門職後見人、市区町村職員、中核機関職員、意思決定支援に関わる関係者、等
手法等 (R5)		・ オンデマンド配信 ・ ライブ配信（3日間×2回） ※R4より、ライブ配信日の受講が難しい方向けコースを設定	・ オンデマンド配信 ・ ライブ配信（3日間）	・ オンデマンド配信 ・ ライブ配信 (対象別演習1日×4回、総合演習1日)	・ ライブ配信（半日）
内容等		○ 権利擁護支援の基本的な考え方、地域連携ネットワークの全体像等の理解を目的として実施。 ○ 具体的には、関連制度に関する基礎的な講義や、地域連携ネットワーク、市町村長申立て、意思決定支援、広報、相談、市町村における協議会運営等に関する事例を踏まえた演習を実施。	○ 中核機関職員として求められる実践的なスキルの習得を目的として実施。 ○ 具体的には、意思決定支援、受任調整、後見人支援等に関する事例を踏まえた応用的な演習を実施。任意後見・補助・保佐類型の相談対応についても、講義・演習を実施。	○ R4～都道府県の支援体制強化のため内容を充実。各役割を理解することを目的として実施。 ○ 具体的には、研修企画、市町村支援、担い手の育成方針、地域連携ネットワーク、都道府県協議会、権利擁護支援の相談、ケース会議等に関する事例を踏まえた演習を実施。	○ 後見事務に携わる方を対象に、後見事務における意思決定支援等の理解を目的として実施。 ○ 法的根拠やガイドラインについて、事例を踏まえた講義・演習を実施。
延べ受講者数	R元	6 5 1名	4 4 7名	8 1名	
	R2	1, 0 5 8名	8 8 1名	1 0 4名	
	R3	3 5 5名	5 5 6名	1 1 5名	
	R4	1, 1 6 4名 (うち ライブ配信受講が難しい方向け 4 6 6名)	6 5 1名	3 1 0名 (うち 意思決定支援指導者養成研修 8 7名)	
	R5	1, 1 3 3名 (うち ライブ配信受講が難しい方向け 4 6 6名)	5 2 3名	2 4 4名	
	合計	4, 3 6 1名	3, 0 5 8名	8 5 4名	
					厚生労働省実施
					都道府県実施
					—
					2, 7 7 7名
					1, 9 0 1名
					5 3 9名
					1, 5 4 4名
					5 3 4名
					調査中
					5, 7 5 1名
					1, 5 4 4名

※R2～R5については、オンライン実施のため、受講者数は受講決定者数を記載。

権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）の運営等

市町村の体制整備の
推進に関する取組

- 市町村、中核機関等における相談体制の強化を図るため、相談窓口（愛称：K-ねっと）を全国社会福祉協議会に設置。
- 専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、専門職団体（日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会）や自治体職員などのアドバイザーや、専門相談員（成年後見制度や権利擁護支援の相談対応歴の豊富な社会福祉士）の助言を受けながら、相談に応じている。
- **相談実績**（R5.4.1～R6.3.31）**176件**（うち、電話相談 85%（149件）、メール相談 15%（27件））となっている。
- K-ねっとに寄せられる相談は、中核機関からのものが多い。相談内容は、体制整備についてが46%（80件）と最も多い。
- 任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報・啓発事業として、全国セミナーを毎年回開催している。令和5年度の受講者数（オンライン・YouTube）は、計 1,086名であった。
- 多く寄せられる相談を「FAQ」としてまとめ、「都道府県交流会」等で周知した。

◆ K-ねっとの実施スキーム

- 研修通りに進めてもうまいかない…
- 先進事例を教えてほしい…
- ○○との連携をどうしたらよい？
- 対応に困っているケースの助言がほしい。 など

自治体・中核機関

①相談

②助言

K-ねっと（全社協）

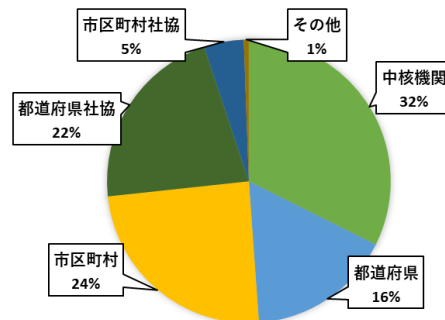
- アドバイザー
 - ・ 日本弁護士連合会
 - ・ 成年後見センター・リーガルサポート
 - ・ 日本社会福祉士会
 - ・ 自治体職員
 - ・ 中核機関職員 等
- 専門相談員

連携

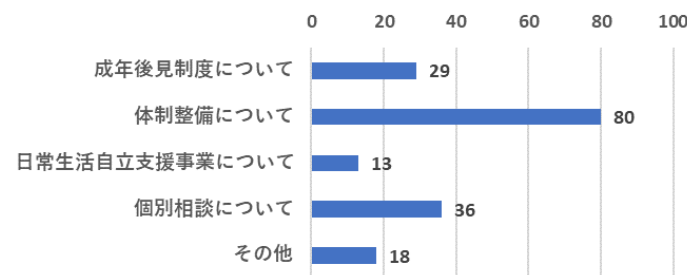
厚生労働省
成年後見制度利用促進室

◆ K-ねっとの相談実績等（令和6年3月末時点）

● 相談のあった機関



● 相談内容の内訳



● 相談内容の主な例

中核機関関係	○ 機能拡大に向けてほかの自治体の取組を知りたい。
協議会関係	○ 協議会でどのような議題を取り扱うと有益な議論ができるか。
担い手関係	○ 市民後見人養成にあたってバックアップ体制づくりの進め方を教えて欲しい。
利用支援事業関係	○ 交付要綱の対象拡大について、ほかの自治体の基準を知りたい。
市町村長申立て関係	○ 親族調査や意向確認の範囲や、ルールについて教えてほしい。
アドバイザー関係	○ 都道府県アドバイザーの設置に向けて、他都道府県の取り組みを知りたい。 ○ 専門職との連携について、ほかの自治体の取組を知りたい。

成年後見制度利用促進ポータルサイトの運営等

- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、令和2年度よりポータルサイトの運営を実施。
サイトには、保佐を利用している知的障害者・精神障害者、任意後見契約をしている高齢者、活躍している市民後見人のインタビューを含む制度説明動画のほか、任意後見制度や成年後見制度の適切な利用を呼びかけるポスター、障害のある当事者向けの制度説明パンフレット、成年後見制度利用促進体制整備研修や意思決定支援研修の研修資料・動画等も掲載。
- 令和5年度は「47都道府県 中核機関の取組事例集」を作成し、全国の自治体、中核機関、職能団体等に送付。
- 都道府県交流会（全9回。オンライン開催）を開催し、都道府県担当職員・社会福祉協議会職員・アドバイザー等参加者間の交流を通じた成年後見制度利用促進・権利擁護支援の取組等の推進。

ポータルサイト閲覧実績：**2,766,071回**（令和5年4月～令和6年3月）

◆ サイト名：成年後見はやりわかり（URL：<https://guardianship.mhlw.go.jp/>）



知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることが心配な人の思いを地域みんなで分かち合い、
いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。

ご本人・家族・地域
のみなさまへ



制度の利用に必要な情報を
くわしくお話しします



支援を ご検討されている
みなさまへ



あなたにできる支援について
くわしくお話しします



自治体・中核機関の
みなさまへ



体制の整備に役立つ情報を
閲覧・共有できます



動画でわかる成年後見制度
実際の支援・活動の様子を
動画でご紹介します



ダウンロード資料集
パンフレットや小冊子などが
ダウンロードできます



中核機関の取組事例集

（QRコードはこちら↓）



任意後見制度、法定後見制度それぞれに、利用
している当事者や支援者のインタビューを含む制度
の説明動画を掲載。

活躍している市民後見人、法人後見の担当職員
へのインタビューを含む説明動画を掲載。活動内容
や意義、活動へのサポート体制を紹介。

検索システムにより、「成年後見制度利用促進」
の「自治体事例紹介」に掲載している取組事例
について、人口規模やキーワードなどで検索可能。

成年後見制度利用促進体制整備推進事業の実施

(令和6年度予算額：7.8億円)

市町村の体制整備の
推進に関する取組

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれた**KPIの着実な達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において**、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど**市町村支援機能の強化**を図る。
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の**立ち上げ後は**、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調全体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

－ 事業の実施・関係性のイメージ －

● 中核機関立ち上げ支援事業

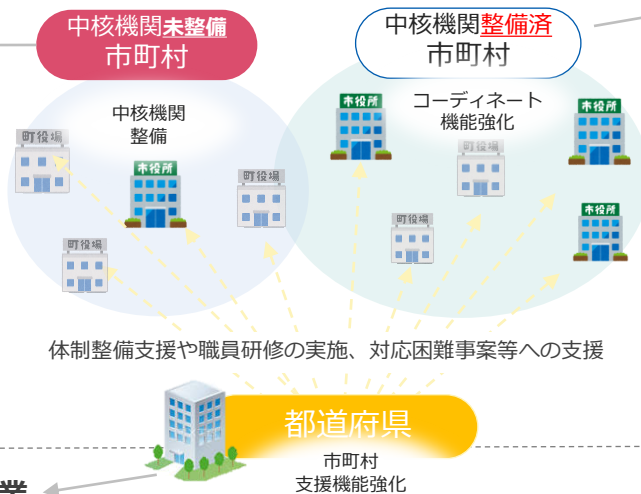
中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村（委託可）

〈基準額〉600千円

〈補助率〉1/2

(中核機関の整備：令和5年4月1日現在 1,070市区町村)



○ 中核機関コーディネート機能強化事業

中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、後見人等に関する苦情対応など対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村（委託可）

〈基準額〉1,000千円/取組 〈補助率〉1/2

- 【加算】
- ① 調全体制の強化
 - ② 受任者調整の仕組み化
対応困難事案の支援円滑化
 - ③ 広域連携の実施

● 都道府県による市町村支援機能強化事業

管内市町村の体制整備等の取組を進めるための支援策の検討等を行う都道府県単位の「協議会」を設置するなど市町村支援機能の強化を行う都道府県に補助を行う。(協議会の設置：令和5年4月1日現在 35都道府県)

〈実施主体〉都道府県（委託可）

〈基準額〉1,000千円/必須取組

4,000千円/加算取組（最大10,000千円）

〈補助率〉1/2

【必須】 ①司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施

②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

【加算】 ①体制整備アドバイザーの配置・派遣

②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等

市町村

都道府県

「中核機関」の整備状況

【成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果】

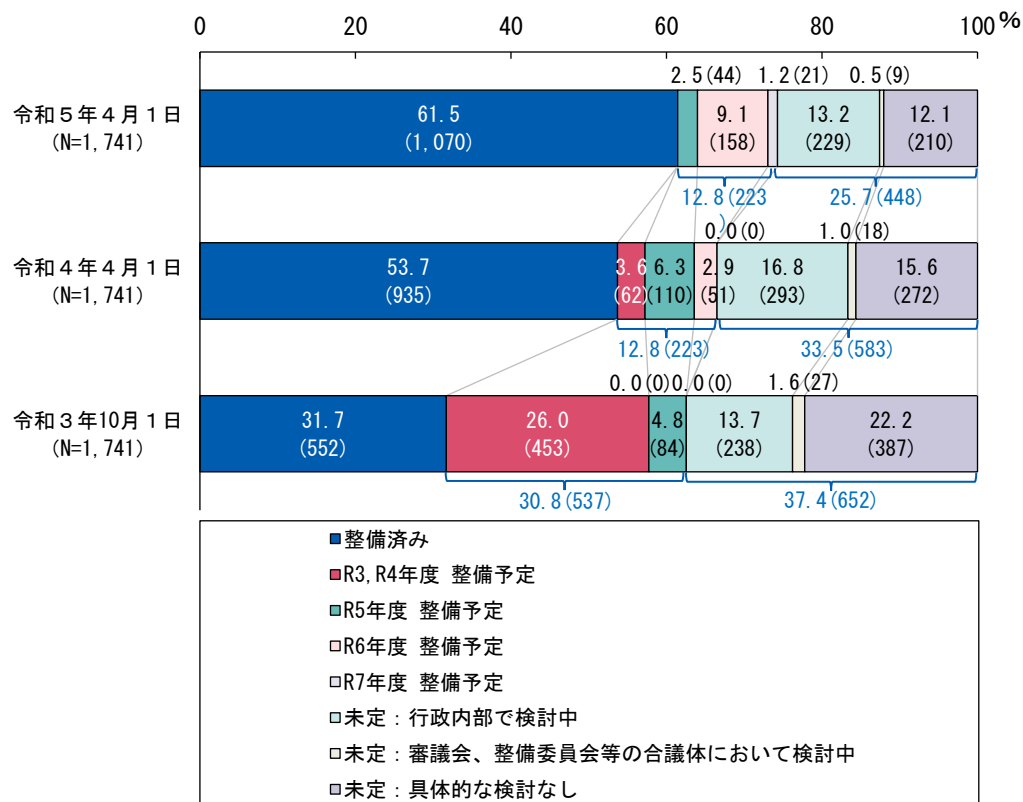
調査対象：全1,741市町村及び全47都道府県

調査時点：令和5年4月1日

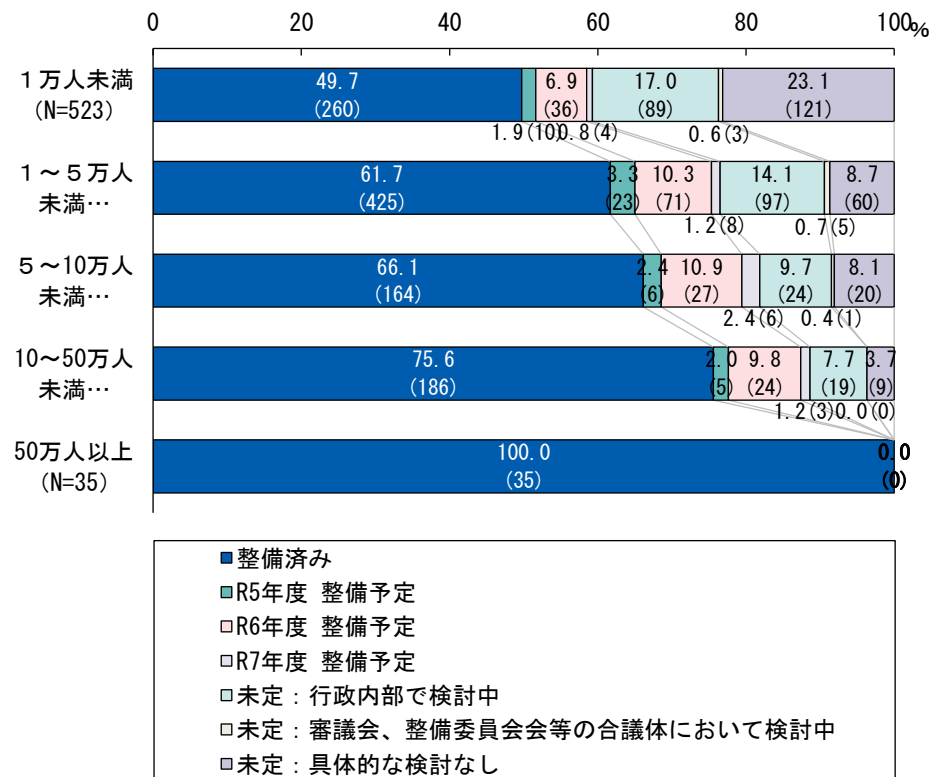
中核機関の整備状況

＜整備済（R5.4時点）：1,070市町村（61.5%）⇒整備済+R6年度までに整備予定あり：1,293市町村（74.3%）＞ 【令和6年度末KPI：1,741市町村】

●中核機関の整備状況、整備（予定）時期＜全体＞

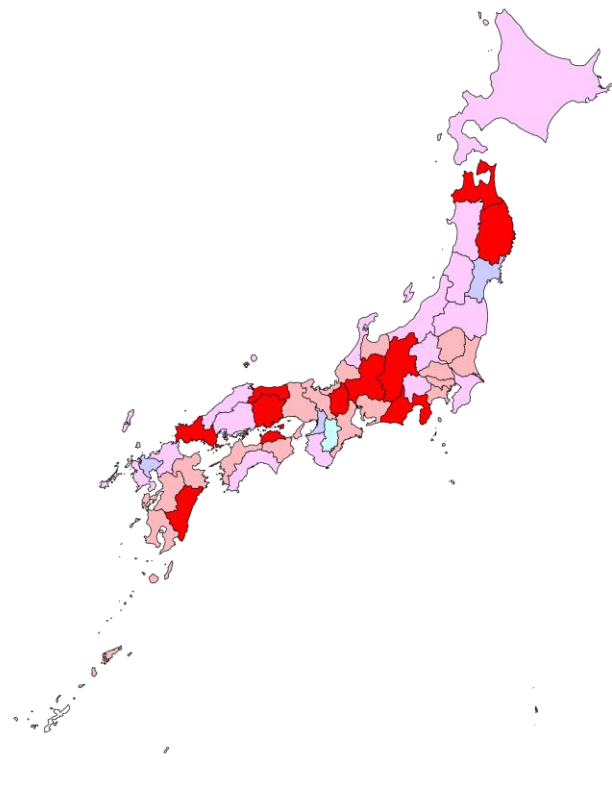


●中核機関等の整備状況、整備（予定）時期＜自治体規模別＞

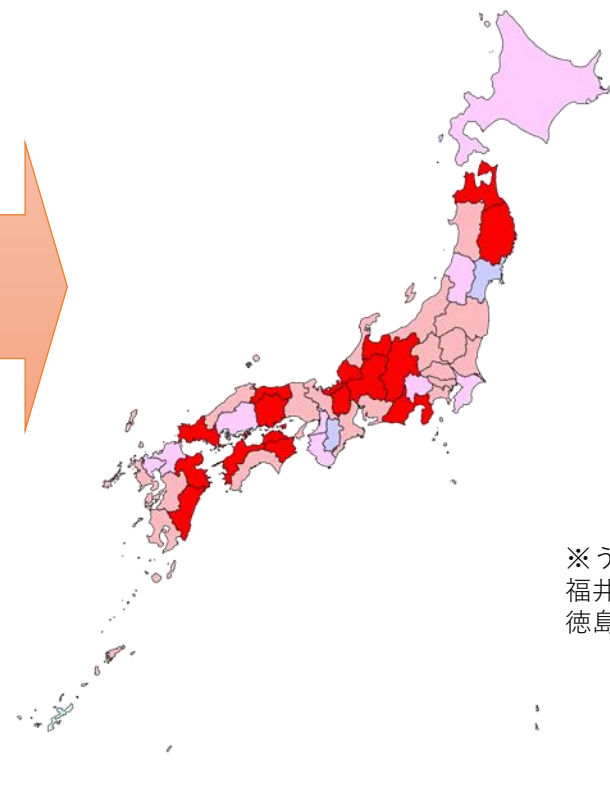


中核機関整備済みの市町村の割合
(令和4年4月1日時点)

中核機関整備済みの市町村の割合
(令和5年4月1日時点)



- 80%以上 (11)
- 50～80%未満 (16)
- 30～50%未満 (15)
- 20～30%未満 (3)
- 10～20%未満 (1)
- 10%未満 (1)



- 80%以上 (16)
- 50～80%未満 (19)
- 30～50%未満 (9)
- 20～30%未満 (2)
- 10～20%未満 (1)

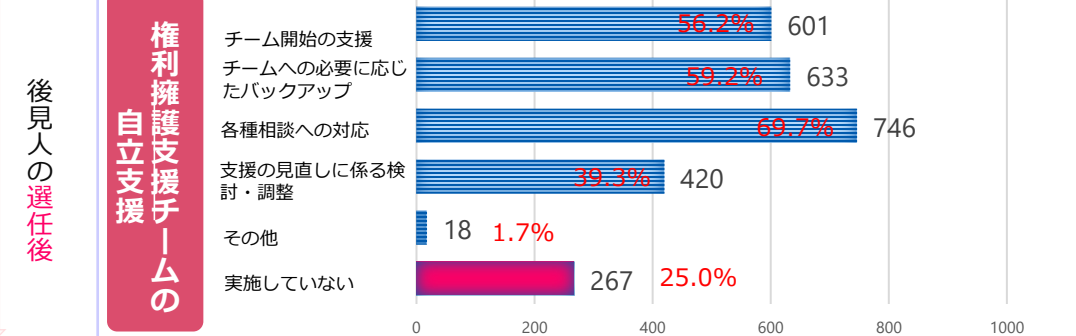
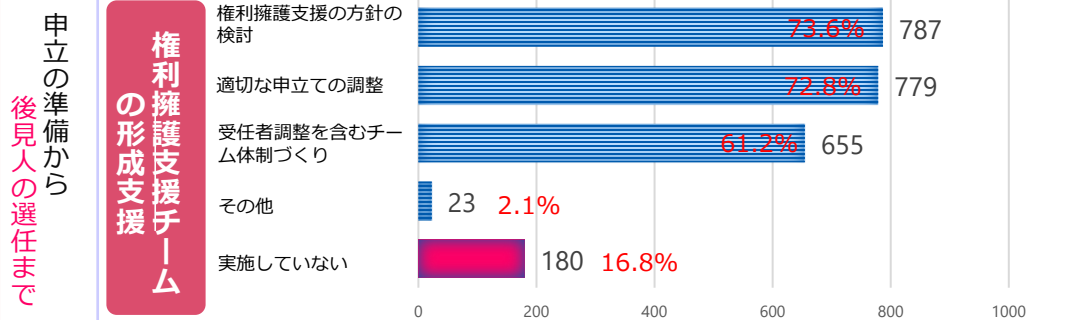
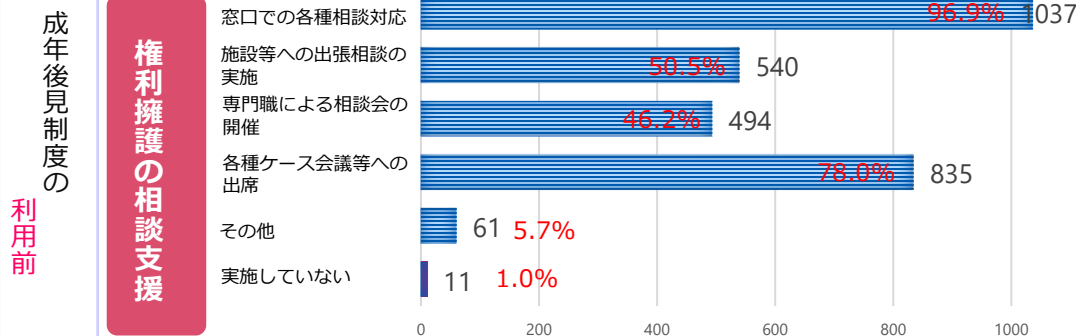
※うち100%は、
福井県、滋賀県、鳥取県、岡山県
徳島県、香川県、宮崎県

「地域連携ネットワークの支援機能」と「地域の体制づくりに関する取組」の実施状況

○ 地域連携ネットワークの支援機能と地域の体制づくりに関する取組の実施状況は以下のとおり。割合の分母は中核機関整備自治体の1,070。

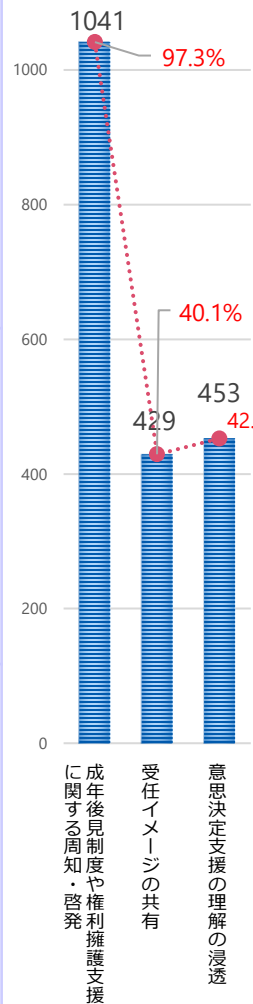
本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能

福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能

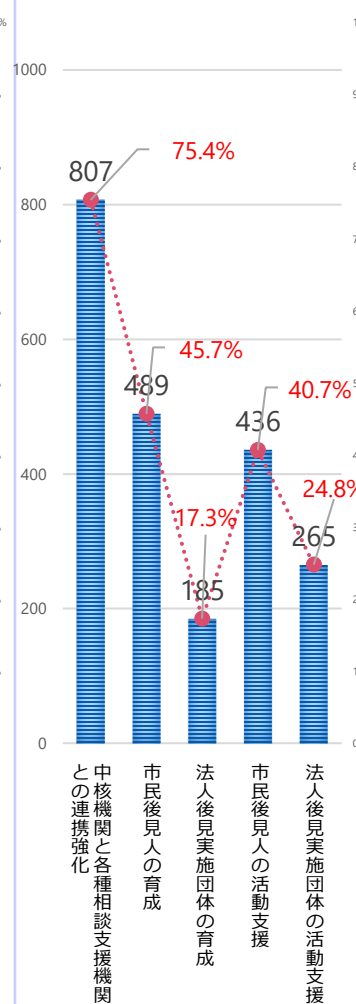


機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組

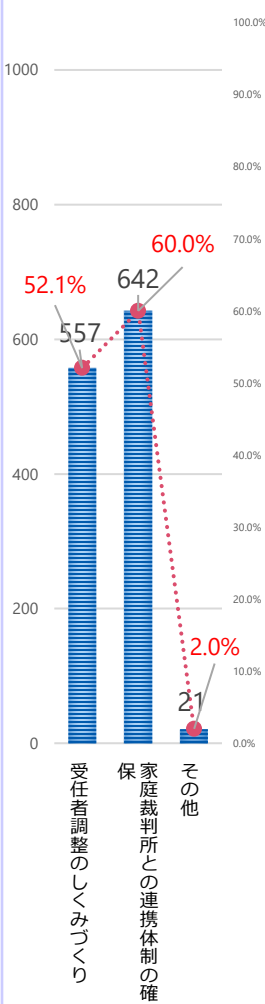
共通理解の促進の視点



多様な主体の参画・活躍の視点



機能強化のためのしくみづくりの視点



※ 数値は令和5年4月1日時点の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果によるもの。

② 今後の対応

<新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方について>

- 今後、成年後見制度が「他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時期に必要な範囲・期間で利用できる」制度に見直されるとした場合、判断能力が不十分な人(本人)の地域生活を支えるためには、地域福祉において、どのような連携・協力体制を構築すべきか。

- ・ 少なくとも、本人に対する生活支援等のサービス(簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービス)を提供する取組が必要と考えられ、その実施主体及び方法等について、どのように考えるか。【イメージ①】
- ・ 生活支援等のサービス提供に当たっては、本人の希望に応じ、本人の意思決定を支援することが重要と考えられ、本人に対する意思決定支援の範囲及び実施主体等について、どのように考えるか。【イメージ②】

※ これらの点を検討する際、支援の持続可能性、既存の取組・地域資源の活用等を考慮するほか、判断能力が不十分な人が「配慮を要する消費者」とされていることに留意する必要がある。

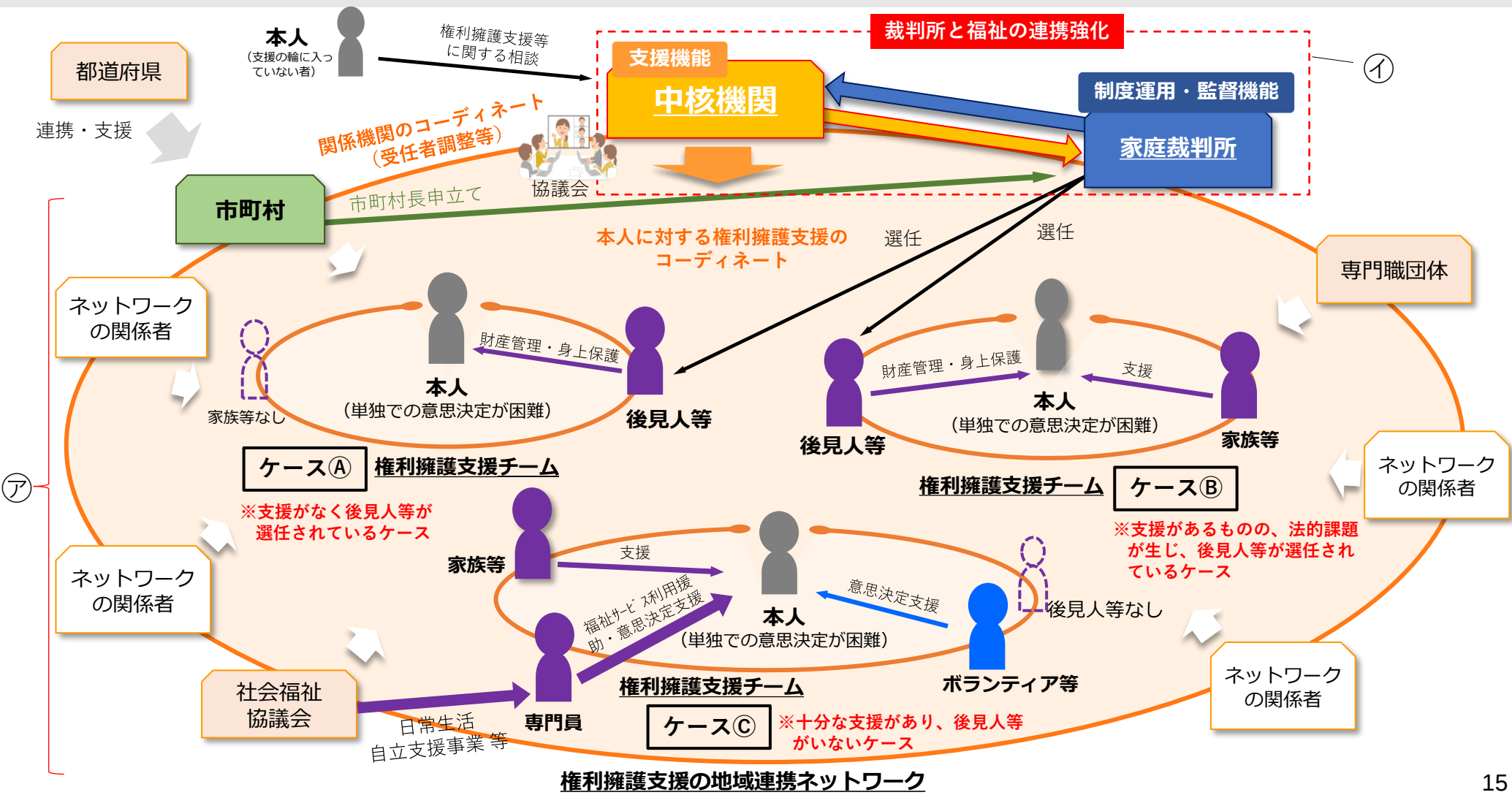
<「中核機関」(※)に求められる新たな役割及びその位置付けについて>

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

- 成年後見制度の見直しに伴い、司法と福祉との連携強化等を図る観点から、中核機関は、今後、どのような役割を果たすことが必要になると考えられるか。【イメージ①】

※ その際、新たな役割に応じた中核機関の位置付けやその名称等についても検討する必要がある。なお、検討に当たっては、中核機関の整備状況及び経緯等について考慮する必要がある。

- ・ 現在、地域には、本人を支える支援の輪（後見人を含む。）が多様に存在しているが、今後、成年後見制度が見直された場合、後見人以外の支援を得て後見人が退任となる場合や、途中交代となる場合、重大な法律行為の発生により一時的に後見人を選任する場合等の発生が想定される。
- ⑦ 今後、成年後見制度が見直された場合、地域福祉における本人に対する支援体制として、どのような主体が、どのような方法により実施することが適当かについて検討する必要がある。
- ⑧ また、成年後見制度の見直しも見据え、家庭裁判所との関係において、中核機関の果たすべき役割やその位置付けについて検討する必要がある。



地域福祉関係機関による意思決定支援の範囲及び実施主体について

今後、成年後見制度が見直されることによって、地域において、判断能力が不十分な人の意思決定を後見人以外の人が支援する場面が増えることも想定される。以下に例示した、本人に生じ得る意思決定のうち、**地域福祉関係機関（組織・チームレベル）において、対応が必要、かつ、支援が可能な意思決定支援の範囲及び実施主体**について検討する必要がある。

	低	必要となる判断能力の程度	高
財産管理	【法】日用品の購入 【法・日】ICカードへのチャージ	【法・日】預貯金の預入・払戻 【法・日】公共料金・税の支払い	【法・日】自動振込・振替手続 【法・日】銀行口座の開設・解約 【法】遺言書作成 【法】遺産分割協議 【法・日】家賃の支払い 【法・日】賃貸借契約の単純更新 【法・日】居住家屋の賃借 【法】居住家屋の売却
身上保護	【法・日】福祉サービスにおける利用料の支払い 【法・日】年金・福祉手当受領	【法・日】福祉サービス利用援助契約の軽微な変更 【法・日】要介護認定の申請	【法・日】福祉サービス利用援助契約の締結 【法・日】福祉施設入所契約
その他	食材の選択 旅行先の決定	【法】レストランでの支払い 【法】ホテルの予約	【法】航空チケットの購入

※「法」は「法律行為又は法律行為に準ずるもの」を、「日」は「日常生活自立支援事業において、利用援助を行っている行為」を指す。

本人
による意思決定

個人レベル
(本人に身近な家族等)
による支援が必要な意思決定



組織・チームレベル
(日自事業、権利擁護支援チーム等)
による支援が必要な意思決定



後見人等
(専門職、市民、法人等)
による法定代理が
必要な意思決定



第3回地域共生社会の在り方検討会議における主な意見要旨（1／6）

＜権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり関係＞

- ・ 司法と福祉の連携の中核となる機関の役割の明確化が重要。いきなり全ての機能を全ての中核機関で実施していくのは難しいが、何らかの形でこのような機能を法制化していく方向性が必要。法制化した機能・機関が、屋上屋にならないような留意も必要。
- ・ 権利擁護支援チームが十分に機能していることが必須。また、後見人の選任・交代・終了という局面では、中核機関と権利擁護支援チームの連携、中核機関と家庭裁判所の情報共有が必要。さらに、様々な要因で支援内容が変わることがあるため、チームの自立後も必要に応じ、チームと中核機関の連携が必要。後見人の役割が明確だと、後見人としての的確な本人支援を行いやすく、本人にとってもメリットが大きいことから、本人の権利擁護支援のために成年後見制度の利用の必要性を検討した上で受任者調整を行うことが必要。加えて、本人に対する権利擁護支援が途切れないよう、中核機関や総合的な権利擁護支援策には、後見人と遜色のない裏づけが重要であり、中核機関の社会福祉法上の何らかの位置付け、総合的な権利擁護支援を社会福祉法第二種事業とするようなことも検討できないか。
- ・ （認知症支え隊やあいサポーターが、日常生活自立支援事業の生活支援員や意思決定サポーターとしての活動を続けていくためにも）法人後見を行う機関が増えることや、住民が不安なく意思決定支援に関わることができるような伴走支援を行う機関、タイミングの整理等も必要。中核機関や外部の関係機関・関係者と対話しながら、地域の実情に応じた体制構築が重要であり、地域資源にいま一度着目して、何かできそうなことを自治体が見極めていくことも必要ではないか。
- ・ 中核機関には、後見制度に関するフォローに限らず、日常生活自立支援事業や市民後見なども含め、困難事例に対する専門的なバックアップ、人材育成やコーディネート役割を求めたい。

第3回地域共生社会の在り方検討会議における主な意見要旨（2／6）

- ・ 司法と福祉、司法と地域行政との連携の実効性確保のためには、中核機関の存在を法制上明確に位置づける必要がある。次の社会福祉法改正で、少なくとも中核機関と家庭裁判所との間での個人情報の共有を担保した上で、将来的には、必ずしも社会福祉法の枠組みにこだわらず、中核機関の権限や設置基準などを明確に法律上定めるなど、中核機関の段階的な法制化を検討すべきではないか。この点、各地域における権利擁護支援の適正な運用を担保するための公法上の規制を包括的に定めたドイツの世話組織法の立法例が参考になる。
- ・ 中核機関の整備について、市町村単位にするのか、むしろ広域にするのか、あるいは専門性のあるNPO法人や社会福祉協議会が担うのか、行政がベースを作るのか。いずれにしても、包括的支援体制と関連させながらどう作っていくか。
- ・ 第二期成年後見制度利用促進基本計画における新たな連携・協力体制の構築や地域連携ネットワークづくりを、包括的支援体制整備や重層的支援体制整備事業などの施策を展開してきた社会福祉法の枠組みの中で、あるいはそれと同一の次元で展開される施策として権利擁護支援策を位置づけていくとすれば、これから全く新しい仕組みを一から制度化するのは現実的ではない。差し当たり、日常生活支援事業を発展・拡充させた新事業を法定化していくことと中核機関の法定化が核になり得る。
- ・ 社会福祉領域の事務の多くは自治事務であり、福祉領域における支援体制整備の仕組みは、事業や補助金等への依存度が高く、各地域における民間も含めた様々な資源の配置状況に依存せざる得ない面もある。また、他事業と同様に、権利擁護支援の仕組み自体も随時改善されるべきであり、今回はできる限りの仕組みづくりを行うとして、一定の時間軸を持った体制整備を図っていく視点も併せ持つ必要がある。ただ、事業中心であればこそ、この仕組みを支える財源の確保がやはり重要な課題である。

第3回地域共生社会の在り方検討会議における主な意見要旨（3／6）

＜参考：総合的な権利擁護支援策の充実関係＞

- ・ 後見人による法律的な支援が終わった後の日々の支援をしっかりと行う体制の一つの役割を日常生活自立支援事業が担うのであれば、同事業に対する財源の確保や体制整備をすべき。第三のチャレンジに見合うような大きなアクションにしていかなければならない。
- ・ 日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な方の法的な能力を制限しない、意思決定支援の事業として高く評価されるべきだが、現行の体制では、裁判所が後見終了後に任せられるような状況にない。モデル事業で得られた成果や課題を踏まえつつ、日常生活自立支援事業を大幅にリニューアルして事業規模の拡大を図るとともに、モデル事業で重視された各要素について、個別に事業化を目指すことが現実的ではないか。また、これらの事業について、総合的な権利擁護支援策として社会福祉法上の事業に位置付け、十分な予算・人員を確保し、全国各地で権利擁護支援の基軸の事業として実施できるようにすることが望ましい。さらに、各地域で本人に対する支援策の充実に図る観点から、個別に事業化したモデル事業の各要素について、各市町村で選択できる環境をつくることが大事。意思決定サポーターを中核機関に登録し、後見終了を見越して中核機関でマッチングすることも考えられる。
- ・ 市民の参加という観点を忘れないでいただきたい。法的な権限がない状態での市民の様々な支援はより重要になってくる。これまでも様々な形で、権利擁護人材として、生活支援員、介護サービス相談員等のインフォーマルなアドボケートの養成が行われてきた。権利擁護人材を鳥瞰的に整理した上で、どういうふうに市民の力を位置付けていくのか。
- ・ 本人に対する権利擁護支援が途切れないよう、中核機関や総合的な権利擁護支援策には、後見人と遜色のない裏づけが重要であり、中核機関の社会福祉法上の何らかの位置付け、総合的な権利擁護支援を社会福祉法第二種事業とするようなことも検討できないか。【再掲】
- ・ 福祉側における意思決定支援の範囲について、現行の日常生活自立支援事業において、意思決定支援を行いつつ、福祉サービスの利用援助を行っている実態があるので、日常生活自立支援事業で対象としている行為をベースに、今後さらに対象範囲や実施主体の精査が必要ではないか。

第3回地域共生社会の在り方検討会議における主な意見要旨（4／6）

- ・ 日常生活に寄り添った権利擁護支援（意思決定支援等）の担い手に関し、認知症支え隊やあいサポーター（障害分野のサポーター）のうち、意思決定支援等に関心のある人を対象に、日常生活自立支援事業の研修や市民後見人養成研修等の受講を促してはどうか。伴走支援を受けながら、まずは日常生活自立支援事業の生活支援員として活動を始め、徐々に慣れていただく。活動の継続には、中核機関や法人後見を担う実施機関等の協力を得て、意思決定支援に関する研修の実施やサポート体制が必要ではないか。そうしたバックアップがある中で、認知症高齢者等の状況に応じて、権利擁護支援チームや中核機関等と連携・協議をして、必要な時期に適切に後見申立てが可能となるサポートがあれば、サポートを受ける側・する側ともに安心ではないか。
- ・ 軽度認知症のときから知ることによって、その人の思考や趣味を把握でき、状況変化後も意思決定支援を行いやすいのではないか。また、後見制度の終了後も、後見人から引継を受けながら、日常生活自立支援事業の生活支援員として、または意思決定支援サポーターとしての支援が可能ではないか。そのためにも、法人後見を行う機関が増えることや、住民が不安なく意思決定支援に関わることができるような伴走支援を行う機関、タイミングの整理等も必要。中核機関や外部の関係機関・関係者と対話しながら、地域の実情に応じた体制構築が重要であり、地域資源にいま一度着目して、何かできそうなことを自治体が見極めていくことも必要ではないか。【一部再掲】
- ・ 社会福祉協議会が推進する地域福祉活動は、住民の自主性によるところがあり、地域によって濃淡があるため、後見制度終了後の直接的な受皿としての確実性が担保されるかという点と少し違う。受け皿としては、日常生活自立支援事業の見直し強化なのか、新しい形態なのかはあるが、ベースとなる事業があり、ただ、その事業だけでは消費者被害等の後見制度終了後のリスクの全てをカバーしきれないので、市民参加、社会参加が欠かせない。本人にそうした社会関係・社会環境をつくっていくことも必要ではないか。
- ・ 日常生活自立支援事業を見ると、判断能力が不十分で、支援やサービスが十分に入ってチームが組める人よりも、中軽度の判断能力で、周りの支援も少なく、チームを組みにくい人のほうが、意思決定や身上監護の必要性があるのではないか。判断能力の高低だけでなく、周辺の親族関係、虐待やもめごとのようなことも含めて、どういう人が常時後見を必要とするのかという検討も必要ではないか。

第3回地域共生社会の在り方検討会議における主な意見要旨（5／6）

- ・ 持続可能な権利擁護支援モデル事業について、事業や属性で分けることに違和感があったが、本人との関わりの中でその人の理解が進み、意思決定支援ができるのだという話や、属性ではなく機能で分ければ良いという話を聞いて、ようやく腑に落ちた。また、同事業では、（日常的な金銭管理のサポートと意思決定支援が）相互に牽制し合う関係とあるが、実際には別々に存在するものではなく、チームの中の役割分担として構成されるべきものなのではないか。そういう整理をもう一回する必要があるのではないか。
- ・ 全員に後見申立てをすることや意思決定支援をすることは、現実的ではない。市民参加やケアの担い手の力をどのように位置づければ、本人の権利擁護と権利保障が実現できるのかを考えていくべき。
- ・ 意思決定支援について、地域福祉機関が担うべき範囲については、ひとまず現在の日常生活自立支援授業の支援内容を一つの目安として検討を進めることが手堅いのではないか。その上で、新たな事業に対する適切な規制を社会福祉法の中にどのように位置づけることができるのか、今後の会議の中で具体的に議論していくことが建設的ではないか。ただし、対象範囲や実施主体の線引きによっては、消費者問題としての側面が生じることに留意が必要。
- ・ キャッシュレス社会における日常的な財産管理支援の在り方を考えていくことも重要な課題。従来の支援の現場では、電子決済手段のデメリットが強調されがちであったが、今後はそのメリットも視野に入れた上で、適切な活用の可能性にも目を向けることが望ましい。判断能力が不十分な方の決済手段が現金に限定されてしまうと、キャッシュレス社会のさらなる進展によって、こうした人たちが市場社会から事実上排除されてしまいかねないことにも留意すべき。
- ・ （後見制度の利用が終了したとしても、）その時点で必要性が低減しているだけで、再度、必要になる可能性がある。その連続性をどういう形で確保するかということがないと、柔軟な対応にならないのではないか。

第3回地域共生社会の在り方検討会議における主な意見要旨（6／6）

- ・ 日々の暮らしの生活支援を考えたときに、判断能力が不十分な人のためだけの支援ではなく、孤独・孤立で心身に悪影響を受けている人等の孤独・孤立対策推進法の支援とも重なってくるので、生活支援のところは横断的に対応できるようにしておくべき。
- ・ 日常生活自立支援事業は福祉サービス利用援助事業の一環として行われているが、現実のニーズは金銭管理に圧倒的に傾いており、その意味では社会福祉基礎構造改革の段階に留まっている形でよいのか。市民参加や共生社会という、みんなが参加していく次の段階は、1周前の制度をどう使っていくのかという点で、根本的な転換をもう少し考えなければいけない。また、ビジネスとして事業者が参入してくることも考えられるが、権利擁護の分野だからこそ、サービスの質の保障という点で、どのように公的な責任が発揮できるのかということも受け皿づくりの大事な要素になる。
- ・ 第二期成年後見制度利用促進基本計画で求められている新たな連携・協力体制の構築や地域連携ネットワークづくりを社会福祉法の枠組みの中で位置づけていくとすれば、今までにない全く新しい仕組みを一から制度化するのは現実的ではない。差し当たり、日常生活支援事業を発展・拡充させた新事業を法定化していくこと及び中核機関の法定化が核になり得る。持続可能な権利擁護支援モデル事業をそのまま制度化することは、参加自治体が極めて少ない中で困難と思われるため、モデル事業を実施する中で学んだエッセンスを、2つの核になり得る仕組みに組み込みつつ、包括的支援体制とも連携させた体制づくりに活かしていくことではないか。
- ・ 社会福祉領域の事務の多くは自治事務であり、福祉領域における支援体制整備の仕組みは、事業や補助金等への依存度が高く、各地域における民間も含めた様々な資源の配置状況に依存せざるを得ない面もある。また、他事業と同様に、権利擁護支援の仕組み自体も随時改善されるべきであり、今回はできる限りの仕組みづくりを行うとして、一定の時間軸を持った体制整備を図っていく視点も併せ持つ必要がある。ただ、事業中心であればこそ、この仕組みを支える財源の確保がやはり重要な課題である。【再掲】

出典：第3回地域共生の在り方検討会議における構成員発言をもとに、成年後見制度利用促進室にて作成（議事録が確定していないため暫定版）



担い手の確保・育成等の推進

ひと、くらし、みらいのために



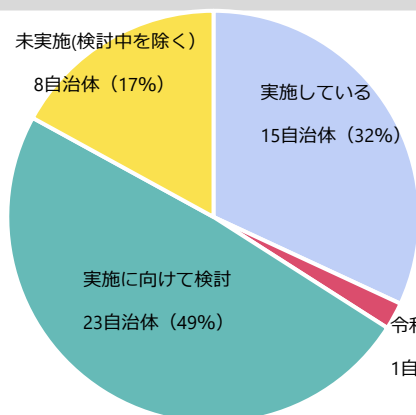
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

○ 中核機関等の整備による権利擁護支援のニーズの顕在化や認知症高齢者の急速な増加が見込まれる中、全国どの地域においても専門職後見人のみならず、市民後見人や法人後見による支援が受けられるよう、以下の取組により担い手の確保・育成等の推進を図る。

◆ 市民後見人の育成

令和4年度から令和5年度にかけて、市民後見人養成のための**基本カリキュラムの改定**及び市民後見人**養成テキストの改訂**や市民後見人養成**研修修了者の活躍の推進方策**を検討

都道府県による市民後見人の養成に関する実施状況



厚生労働省「令和5年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」(令和5年4月1日現在)

市民後見人の養成者数

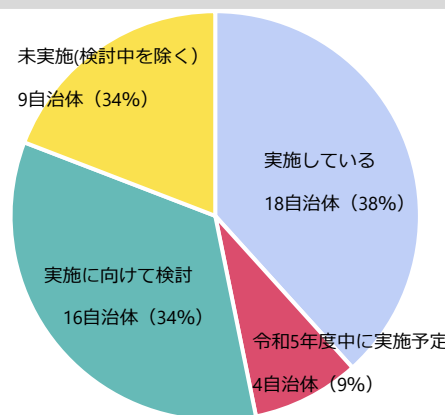
市民後見人の養成者数累計
2万1,476名 → **2万3,323名**

うち成年後見人等の受任者数
1,716名 → 1,904名
法人後見の支援員
2,375名 → 2,608名
日常生活自立支援事業の生活支援員
2,881名 → 3,394名

◆ 法人後見の担い手の育成

都道府県による**法人後見養成研修を推進するため事務連絡(※)**を**発出**し、先行して研修を実施する都道府県のカリキュラム事例を周知。また、令和5年度より、地域生活支援事業費等補助金の対象に都道府県による**法人後見養成研修事業を追加**し、周知。

都道府県による法人後見の担い手の養成研修の実施状況



厚生労働省「令和5年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」(令和5年4月1日現在)

市町村が把握している
法人後見を実施している法人数の内訳

法人後見を実施している法人数合計
1,136法人 → **1,231法人** ※1

うち
市町村社会福祉協議会 712法人 → 770法人
社会福祉協議会以外の
社会福祉法人 32法人 → 40法人
NPO法人 215法人 → 206法人
一般社団法人 101法人 → 113法人
弁護士法人・司法書士法人 56法人 → 71法人
その他 20法人 → 31法人

※1 調査日時時点で市町村が把握している法人後見を実施している法人数であることに留意

※2 内訳については、R3から把握

担い手の確保・育成等の推進に係る助成制度

◆ 権利擁護人材育成事業(地域医療介護総合確保基金(介護分))

令和6年度予算 97億円の内数

成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

(対象) ①権利擁護人材の養成研修

成年後見制度の下で身上保護等の支援を行う市民後見人の養成研修

②権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

市民後見人からの報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制の構築

(実施主体) 都道府県

◆ 成年後見制度法人後見支援・養成研修事業(地域生活支援事業費等補助金)

令和6年度予算 505億円の内数

後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障害者の権利擁護を図る。

(対象) ①法人後見実施のための研修

②法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

③法人後見の適正な活動のための支援

④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

(実施主体) ①都道府県【令和5年度新規】、市町村 ②～④市町村

担い手の育成について（市民後見人養成研修）

○ 市民後見人は、成年後見制度の担い手の確保や、地域共生社会の実現のための人材育成という観点から一層養成を推進していく必要がある。「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、令和4年度及び令和5年度にかけて、市民後見人養成のための基本カリキュラムの改訂及び市民後見人養成テキストの改訂や市民後見人養成研修修了者の活躍の推進方策の検討を実施。

【令和4年度】市民後見人養成研修カリキュラム及び市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業

市民後見人養成のための基本カリキュラムは、平成23年度の策定以来の改定となることから、意思決定支援や身上保護の内容を含めるなど、より充実したカリキュラムとなるよう見直しを行うとともに、市民後見人養成研修を修了し、地域において権利擁護の支援をしている人の活躍の推進策を検討。

○基本カリキュラムの主な変更点

- 「意思決定支援」（3単位・180分）の科目を追加。研修については、厚生労働省WEBサイトで公開されている研修資料や動画を活用。
- 「地域共生（社会）」、「成年後見制度利用促進」、「障害者権利条約」、「生活困窮者自立支援制度」等については、新たに科目として設定、もしくは既存科目の中に研修要素としれ取り入れる。
- 障害者の理解や施策に関する科目、「対人援助の基礎」の時間を追加。 等

○研修を修了して地域をみる目や意識がどう変わったか（アンケート調査・自由記述）

- ・ 地域を見る目が変わった ・ 自分事として考えるようになった ・ 地域の人たちにこのことが知られていないのではないか 等

○市民後見人や法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員を引き受けてみたいと思うか（n=311）



【令和5年度】市民後見人養成テキストの改訂及び市民後見人の活躍推進に関する調査研究事業

第二期成年後見制度利用促進計画の優先取組事項として掲げられる「市民後見養成テキスト」について令和4年度の基本カリキュラムを踏まえ、テキストの改訂及び市民後見人の活躍推進策を検討。

○市民後見人養成者等について

○市民後見人の受任に当たっての課題

※（）内は1,741市区町村に対する割合

※（）内は養成者数に占める割合

	R4.4.1 時点	R3.4.1 時点		R4.4.1 時点	R3.4.1 時点
養成者数	21,476	18,004	市民後見人の研修による知識が十分でない	82 (20.0%)	63 (17.0%)
登録者数	8,446 (39.3%)	6,853 (38.1%)	関係機関や専門職による支援体制が整っていない	85 (20.7%)	90 (24.3%)
成年後見人等の受任者数	1,716 (8.0%)	1,577 (8.8%)	家庭裁判所との協議が進んでいない	71 (17.3%)	57 (15.4%)
			市民後見人本人が受任することに不安を感じている	199 (48.4%)	162 (43.7%)
			市民後見人の受任が適当であるケースが少ない	240 (58.4%)	191 (51.5%)
			養成受講人数が伸び悩んでいる	119 (29.0%)	118 (31.8%)
			その他の課題	66 (16.1%)	79 (21.3%)

令和4年度・令和5年度 厚生労働省
「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」



○研修修了者の12.5人に1人が実際に市民後見人を受任。

○約半数の市区町村が、市民後見人の受任が適当であるケースが少ないと回答した他、約4割の市区町村が、市民後見人本人が受任することに不安を感じていると回答。一方で、研修を行うことで「地域の権利擁護意識の醸成」にも効果があることが明らかとなった。

○今後の課題として、市民後見人養成研修修了者の活躍の推進について、成年後見制度の改正内容等も注視しながら、さらなる検討を進めていく。

権利擁護人材育成事業

1. 目的

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

2. 事業内容

(1) 権利擁護人材の養成研修の実施

- ・ 成年後見制度の利用に至る前の段階で介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」や、成年後見制度の下で身上保護等の支援を行う「市民後見人」の養成

(2) 権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

- ・ 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制の構築
- ・ 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等専門職との連絡会議の開催など、事案解決能力の向上を図るための取組

3. 実施主体

都道府県(負担割合:国2/3 都道府県1/3)

4. 令和6年度予算

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)97億円の内数 (令和5年度予算:137億円)

担い手の育成について（法人後見養成研修等）

○ 第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、「法人後見については、制度の利用者増に対応するための成年後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事例への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく必要がある」とされている。また、担い手の確保・育成については、広域的な地域課題として、成年後見制度利用促進法第15条に基づく都道府県による取組が重要であり、これを踏まえ、法人後見養成研修事業を新たに開始するとともに、同事業も活用しつつ、都道府県による法人後見の推進が行われるよう事務連絡（※）で依頼した。

※「都道府県による法人後見の推進について」（令和5年2月9日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）

事務連絡「都道府県による法人後見の推進について」

第二期成年後見制度利用促進基本計画において、国による法人後見実施のための研修カリキュラムの周知や、都道府県による法人後見実施のための研修の実施と交流支援について盛り込まれている。

これを踏まえ、以下について留意しつつ、
法人後見養成研修に取り組むよう依頼

●研修の対象、内容等

法人後見の立ち上げの推進、法人後見を適切に実施できる団体を養成する観点を踏まえ、以下について、地域における法人後見のニーズや担い手の状況等を踏まえて実施することが考えられる。

- （１）法人後見の実施を検討中の法人や関心のある法人など幅広く対象とした研修
- （２）法人後見を実際に担う（予定を含む）法人を対象とした専門的な研修

●都道府県によるカリキュラムの検討にあたっての参考資料

- （１）先行して研修を実施する都道府県における「法人後見養成に係る研修カリキュラム例」
- （２）「家庭裁判所における後見人等として法人を選任する際の考慮要素（最高裁判所作成資料）」

●研修実施に当たっての関係機関との連携・協力

研修実施に当たっては、都道府県社会福祉協議会や専門職団体と連携するとともに、家庭裁判所が後見人等を選任することを踏まえ、研修内容を家庭裁判所と情報共有し、家庭裁判所に研修講師として協力を依頼する等、連携・協力して実施することが望ましい。

●都道府県による法人後見推進のための取組

都道府県社会福祉協議会や専門職団体、家庭裁判所と連携し、以下に掲げる取組を行う等により法人後見の取組を推進すること。

- （１）法人後見養成研修を終了した法人の情報を、成年後見制度の利用促進に係る協議会において共有
- （２）法人後見実施団体が参加する連絡会を設け、法人の活動・支援状況の共有や、勉強会などを実施
- （３）連絡会の実施に関する情報を、既に選任され活動している法人後見実施団体に対しても家庭裁判所と連携して周知

成年後見制度法人後見支援・養成研修事業（障害者関係）

1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

（1）法人後見実施のための研修

法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等に対する研修の実施

（2）法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活用等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

（3）法人後見の適正な活動のための支援

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

（4）その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3. 実施主体 （1）都道府県及び市町村、（2）～（4）市町村

4. 令和6年度予算額

地域生活支援事業費等補助金 505億円の内数（令和5年度予算：504億円）

5. 実施状況

令和4年度 193市町村（「令和5年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」）

市町村長申立ての適切な実施と 成年後見制度利用支援事業の推進

市町村長申立ての適切な実施

第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組

- 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下のような取組により、市町村長申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていく。

◆ 市町村長申立基準等の周知

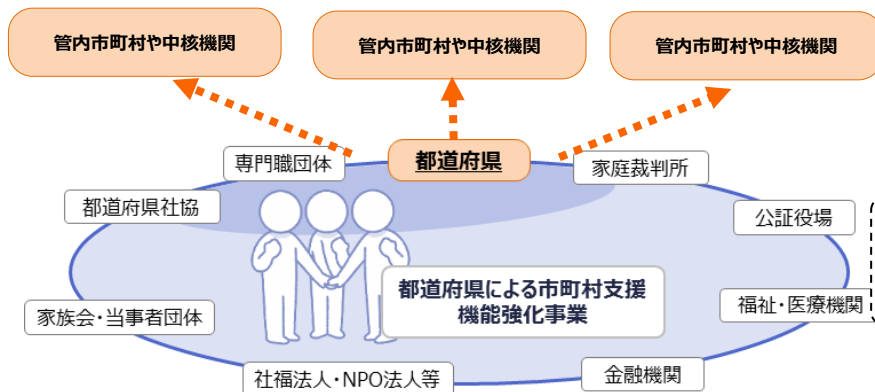
- 市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について、事務連絡（※）を発出し、参考となる他の自治体の市町村長申立マニュアルや都道府県・市町村の取組に関する参考事例集等も含め、都道府県交流会等で周知を行った。

※ 令和5年5月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室・精神・障害保健課・老健局認知症施策・地域介護推進課連名事務連絡

- また、令和6年3月開催の全国担当課長会議において、市町村長申立てに関する要綱等の整備や申立基準の原則を踏まえた要綱の見直し等、市町村長申立の適切な実施について改めて周知を行った。

◆ 市町村長申立て業務の実務能力の向上

- 令和4年度から、都道府県が市町村・中核機関の職員等向けに実施する市町村長申立て業務等の実務能力向上のための研修に対する費用助成を開始。（「都道府県による市町村支援機能強化事業」成年後見制度利用促進体制整備推進事業：令和6年度予算7.8億円の内数）



- 都道府県による市町村支援機能強化事業【実施主体：都道府県（委託可）】

● 担い手育成方針の検討など司法専門職や家裁等との定例的な協議と、市町村職員向け研修を実施する都道府県に補助を行う。また、相談窓口を設置し、各アドバイザーの派遣等を行う場合は加算する。

＜基準額＞ 1,000千円/必須取組
4,000千円/加算取組（1都道府県あたり最大10,000千円）

【必須】①司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施

②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

【加算】①体制整備アドバイザーの配置・派遣

②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等

＜補助率＞ 1/2

助成対象は、成年後見制度や権利擁護支援の必要性の理解を高める研修や市町村長申立業務等の実務能力を向上させるための研修等

成年後見制度利用支援事業の推進

第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組

○ 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組により、成年後見制度利用支援事業の適切な実施を推進。

◆ 自治体への通知発出及び全国担当課長会議における周知

- 令和5年5月に「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」※を各都道府県・各市町村あて発出。同事業の対象として、市町村長申立以外の本人申立や親族申立費用及び報酬、生活保護以外の低所得者の申立費用及び報酬、後見等監督人が選任される場合の報酬等を含むこと等について検討するよう周知。
- ※ 令和5年5月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室・精神・障害保健課、老健局認知症施策・地域介護推進課連名事務連絡
- また、令和6年3月開催の全国担当課長会議等において、上記について再度周知を行い、成年後見制度利用支援事業の推進について依頼。

（参考）成年後見制度に係る申立費用や報酬助成の状況

高齢者関係		n=1,741 / R4.4 1,699自治体 / R5.4 1,708自治体	
・ 申立費用及び報酬両助成あり	1,602自治体・92.0%	→	1,628自治体・93.5%
・ 申立費用助成のみ	11自治体・0.6%	→	9自治体・0.5%
・ 報酬助成のみ	86自治体・4.9%	→	71自治体・4.1%
・ いずれもなし	42自治体・2.4%	→	33自治体・1.9%

障害者関係		※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある n=1,741 / R4.4 1,703自治体 / R5.4 1,708自治体	
・ 申立費用及び報酬両助成あり	1,605自治体・92.0%	→	1,636自治体・94.0%
・ 申立費用助成のみ	15自治体・0.9%	→	10自治体・0.6%
・ 報酬助成のみ	83自治体・4.8%	→	62自治体・3.6%
・ いずれもなし	38自治体・2.2%	→	33自治体・1.9%

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
R5.4	1,706	1,178	1,143	937	1,708	1,687	1,685	14	1,694
R4.4	1,699	1,116	1,095	880	1,699	1,685	1,683	21	1,678
R3.4	1,688	1,069	1,039	884	1,689	1,674	1,671	23	1,667

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
R5.4	1,707	1,183	1,150	904	1,708	1,689	1,686	13	1,695
R4.4	1,702	1,118	1,093	873	1,703	1,686	1,684	16	1,687
R3.4	1,680	1,063	1,030	893	1,681	1,668	1,666	31	1,651

出典：令和5年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について(令和5年5月30日付け事務連絡)(参考)

事 務 連 絡
令和5年5月30日

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中
市 町 村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施
及び成年後見制度利用支援事業の推進について

日頃から成年後見制度の利用促進や権利擁護の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求(以下「市町村長申立て」という。)については、「第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期基本計画」という。)」において、一部の市町村で適切に実施されておらず、実施状況に市町村間で格差があるとの指摘がなされるとともに、国は、市町村長申立ての実態等を把握した上で、その結果を踏まえ、市町村長申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていくこととされたところです。

また、低所得の高齢者、知的障害者及び精神障害者に対して、成年後見制度の申立費用や後見人等に対する報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業についても、第二期基本計画において、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされました。

上記を踏まえ、令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業により、「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業(以下「R4調査研究事業」という。)」が実施されるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第13条第2項に基づき設置されている「成年後見制度利用促進専門家会議」のワーキング・グループにおいて、R4調査研究事業の中間報告を行った上で御議論いただき、今般、市町村長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に向けた留意事項の整理を行いました。

つきましては、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、下記留意事項を踏まえ、市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業を推進していただきますようお願いいたします。

記

1 市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要綱等の整備について

市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要綱等については、R4調査研究事業の調査結果では、多くの市町村で整備されているものの、未整備の市町村も確認されました。市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切かつ迅速な実施及び組織的な対応を図るため、未整備市町村においては、要綱等の整備に向けた検討をお願いします。R4調査研究事業報告書において、ヒアリング調査を行った自治体の要綱等を掲載しているので、参考としてください。

(参考) R4調査研究事業報告書 P86～101、P104～108、P117～120、P126～134、P137～146、P152～165

また、同報告書において、自治体が作成した市町村長申立マニュアルを掲載しているので、これらを参考としつつ、マニュアル等の作成・周知等、適切な実施に向けた検討を行っていただくようお願いします。

(参考) R4調査研究事業報告書 P171～177「成年後見制度 市町村長申立マニュアル(新潟県・新潟県社会福祉協議会)」

2 市町村長申立てに係る申立基準の原則を踏まえた適切な運用について

市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則については、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」(令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)においてお示ししたところであり、R4調査研究事業の調査結果では、複数の市町村が関わる案件を本通知により円滑に調整できた事例が確認された一方で、本通知でお示しした原則が当該市町村の要綱に反映されていないことなどから調整が困難であった事例についても確認されました。

つきましては、各市町村においては、本通知の原則を踏まえた適切な運用を行うようお願いします。また、本通知の原則について各市町村が定める要綱等へ反映がされているか確認するとともに、反映がされていない場合には要綱等の見直しを検討するようお願いします。

なお、住所と居所が異なる市町村である場合のほか、例えば、グループホーム等に入居している者であって、住所と居所は同一市町村であるものの、保険者や支給決定市町村が当該グループホーム等への入居前の市町村である場合についても、上記通知の申立基準の原則の考え方を踏まえて対応いただくようお願いします。

3 成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直しについて

第二期基本計画のKPIでは、市町村は成年後見制度利用支援事業について、令和6年度末までに適切な実施のための必要な見直し等を検討することとされています。これまで同事業の適切な実施について繰り返し周知を図ってきたところですが、R4調査研

市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について(令和5年5月30日付け事務連絡)(参考)

究事業の調査結果では、複数の市町村に関わる事案において、一方が報酬助成の要件を限定しているために調整が難航した事例が確認されました。

- 各市町村においては、第二期基本計画のK P Iや上記調査結果を踏まえ、
- ・未実施市町村においては、当該事業を実施すること
 - ・市町村長申立の場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること
 - ・費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
 - ・後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすること

について検討を行うようお願いします。

4 成年後見制度利用支援事業の周知・広報について

R 4 調査研究事業において実施されたヒアリング調査において、成年後見制度利用支援事業の内容や申請書についてホームページに掲載し、周知・広報を行った結果、専門職等の理解が進み、市町村が実施している施策の共有が進んだ等、周知・広報の効果が確認された事例がありました。

各市町村においては、上記事例を参考とし、成年後見制度利用支援事業の内容等についてホームページ掲載により広く周知・広報を行うことや、関係者間で共有する仕組みの構築について検討をお願いします。

5 都道府県による広域的な見地からの市町村に対する支援について

成年後見制度の利用の促進に関する法律第15条においては、都道府県は、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする旨が規定されています。

R 4 調査研究事業において実施されたヒアリング調査においては、都道府県が管内市町村の成年後見制度利用支援事業の実施要綱等を集約・一覧化し、助言等を行うことにより、助成対象となる申立類型の統一が図られた事例がありました。

各都道府県においては、上記事例や次項の好事例等を参考とし、広域的な見地からの市町村支援をお願いします。

6 好事例自治体の取組について

R 4 調査研究事業では、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業の全国の実施状況や好事例等の把握を行うとともに、有識者や専門職、自治体関係者で構成される検討委員会での議論を踏まえ、別添のとおり参考事例集をとりまとめました。

参考事例集では、市町村の取組として、

- ・市町村長申立てを含めた適切な支援につなげる仕組の整備
- ・支援策の検討を効率的に行うためのチェックシートの作成・活用
- ・専門職へ相談・助言を受ける体制の整備

都道府県の取組として、

- ・管内市町村の状況を把握した上での個別市町村毎の伴走支援
- ・市町村長申立マニュアルやモデル要綱の作成・周知
- ・市町村職員や相談窓口を担う職員を対象とした研修の実施

等について盛り込んでいます。

各市町村及び各都道府県においては、地域の実情に応じた取組や体制整備等を検討する際の参考として御活用いただくようお願いします。

【別添】

全国的な市町村長申立の適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けて
＜参考事例集＞

【R 4 調査研究事業査報告書の掲載先】

「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」報告書

一般財団法人 日本総合研究所ホームページ

https://www.jri.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/R04rouken128_01.pdf

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
電話：03-5253-1111（内線：3149）
E-mail：soudan-shien@mhlw.go.jp
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
電話：03-5253-1111（内線：2297）
E-mail：seishin-hourei@mhlw.go.jp
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
電話：03-5253-1111（内線：3868, 3973）
E-mail：ninchisyo@mhlw.go.jp

成年後見制度利用支援事業（高齢者関係）

1. 目的

低所得の高齢者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用及び成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施に係る費用を交付する。

(1)成年後見制度の利用に要する費用に対する助成

- ① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者
- ② 助成対象経費
 - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費（申立手数料、登記手数料、鑑定費用など）
 - ・ 後見人等の報酬

(2)成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を実施する団体の紹介等

3. 実施主体

市町村（負担割合：国 38.5／100 都道府県 19.25／100 市町村 19.25／100 1号保険料 23／100）

4. 令和6年度予算

地域支援事業交付金 1,804億円 の内数（令和5年度予算：1,933億円）

成年後見制度利用支援事業（障害者関係）

1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

3. 実施主体

市町村（必須事業） 補助率：国 1／2 以内、都道府県 1／4 以内

4. 令和 6 年度予算

地域生活支援事業費等補助金 505 億円の内数（令和 5 年度予算：504 億円）

4

行政計画等の策定の推進・都道府県の機能強化

ひと、くらし、みらいのために

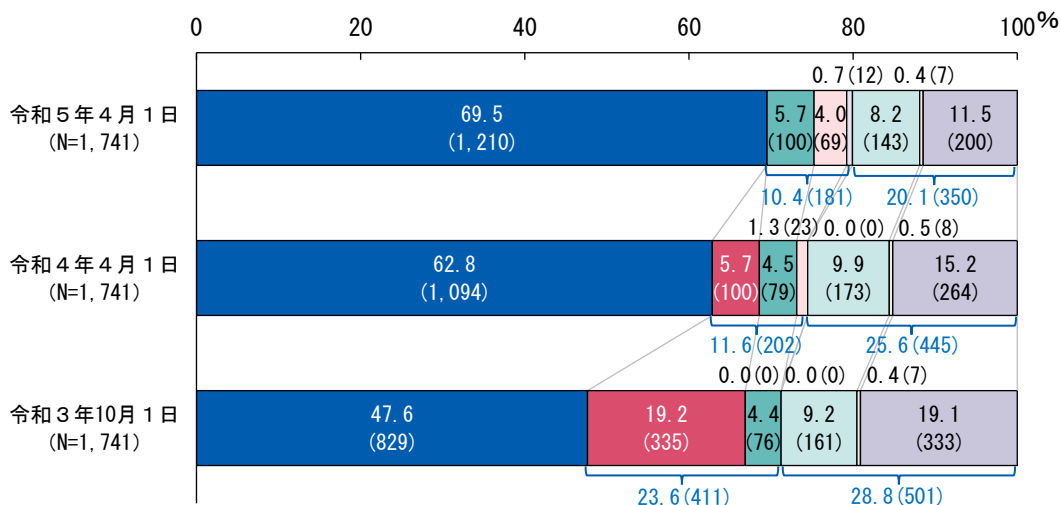


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

市町村計画の策定状況

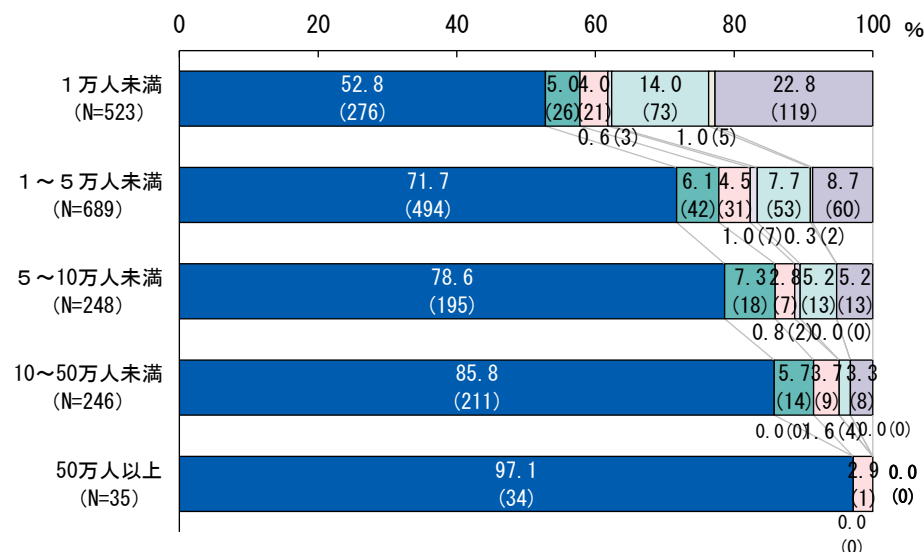
<策定済 (R5.4時点) : 1,210市町村 (69.5%) ⇒ 策定済+R6年度までに策定予定:1,391市町村 (79.9%) > 【令和6年度末KPI : 1,741市町村】

●市町村計画の策定状況、策定（予定）時期＜全体＞



- 策定済み
- R3, R4年度 策定予定
- R5年度 策定予定
- R6年度 策定予定
- R7年度 策定予定
- 未定：行政内部で検討中
- 未定：審議会、策定委員会等の合議体において検討中
- 未定：具体的な検討なし

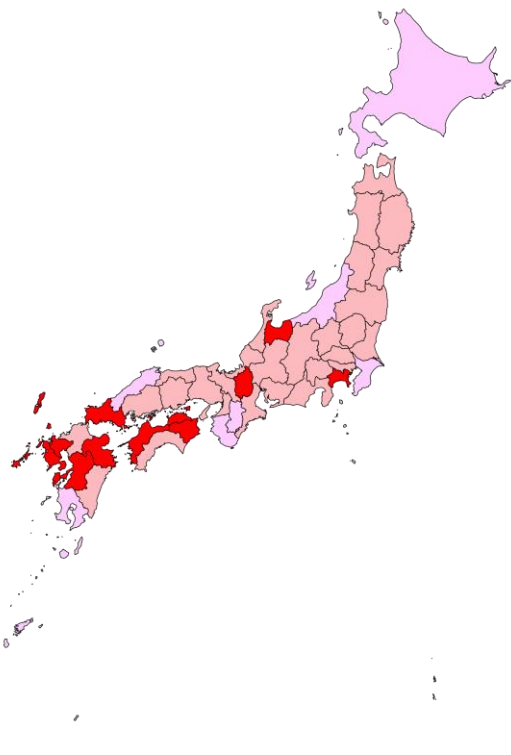
●市町村計画の策定状況、策定（予定）時期＜自治体規模別＞



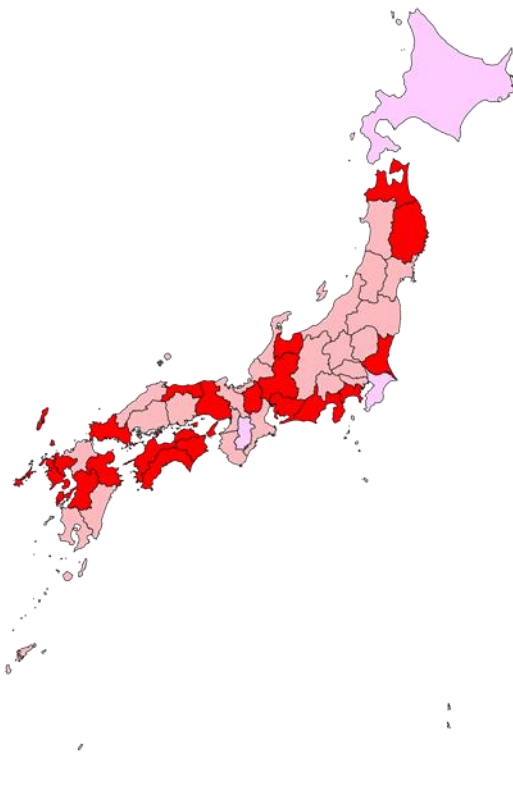
- 策定済み
- R5年度 策定予定
- R6年度 策定予定
- R7年度 策定予定
- 未定：行政内部で検討中
- 未定：審議会、策定委員会等の合議体において検討中
- 未定：具体的な検討なし

市町村計画策定済みの市町村の割合
(令和4年4月1日時点)

市町村計画策定済みの市町村の割合
(令和5年4月1日時点)



- 80%以上 (11)
- 50～80%未満 (28)
- 30～50%未満 (7)
- 20～30%未満 (1)



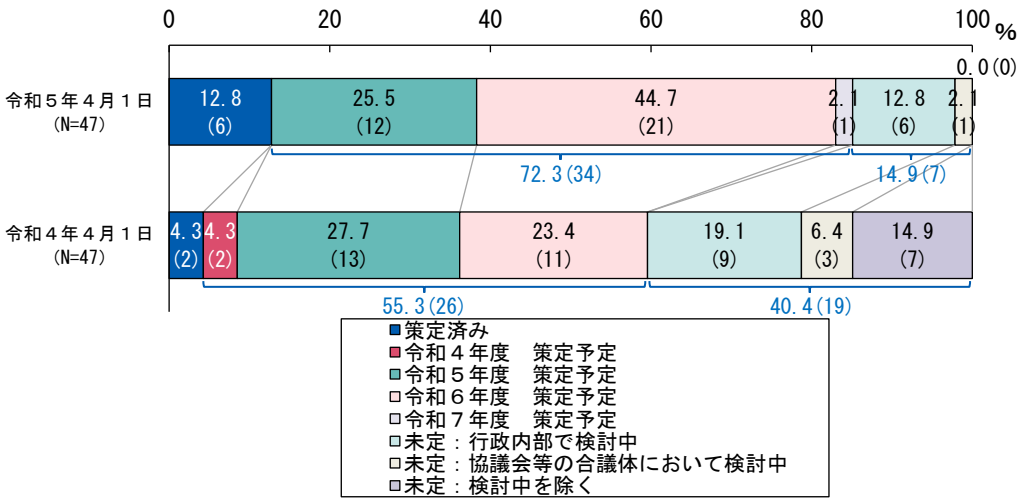
- 80%以上 (20)
- 50～80%未満 (23)
- 30～50%未満 (4)

※うち100%は香川県のみ

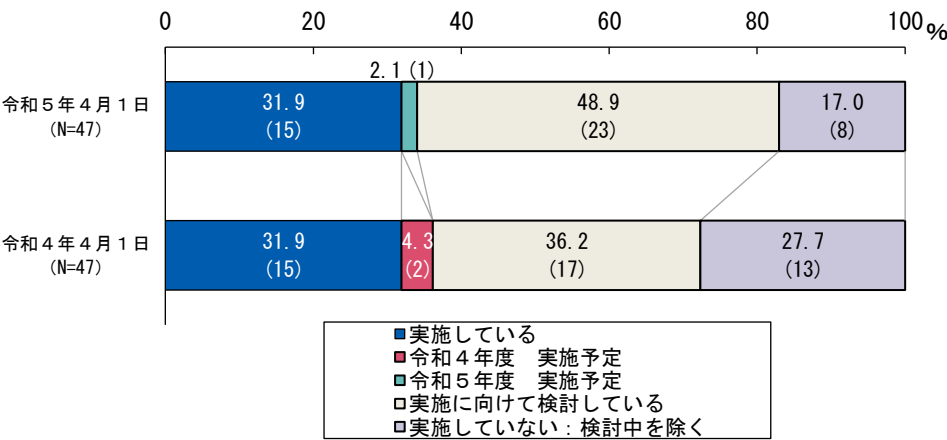
都道府県における取組状況※

※ 令和6年度末までのKPIが設定されている取組

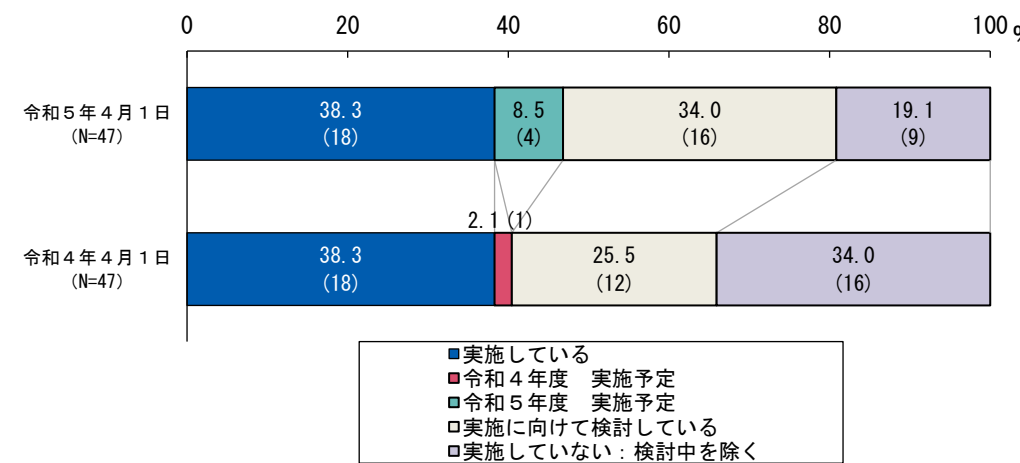
●都道府県による担い手の育成方針の策定状況



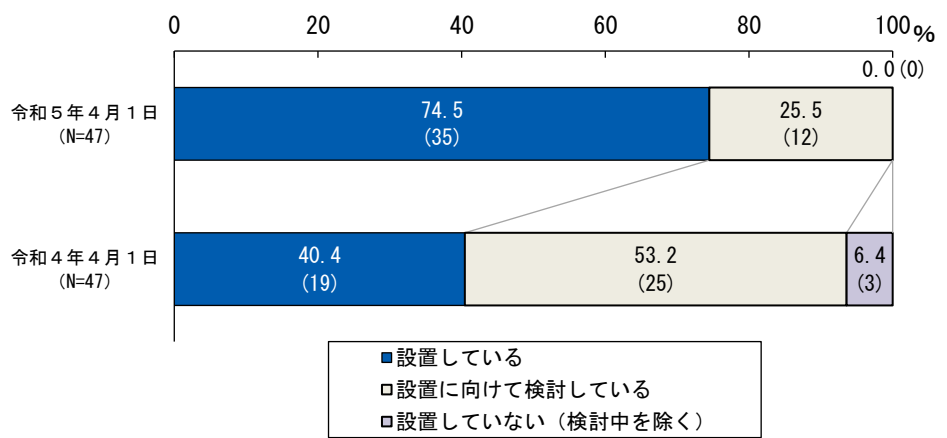
●都道府県における市民後見人養成研修の実施状況



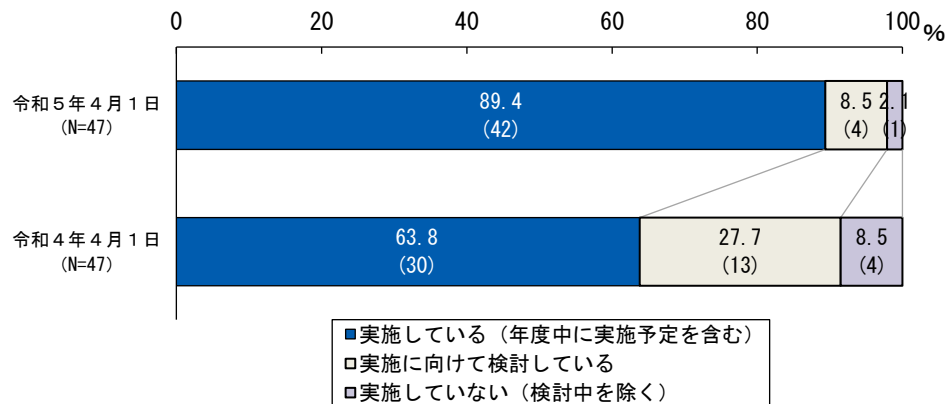
●都道府県における法人後見の担い手養成研修の実施状況



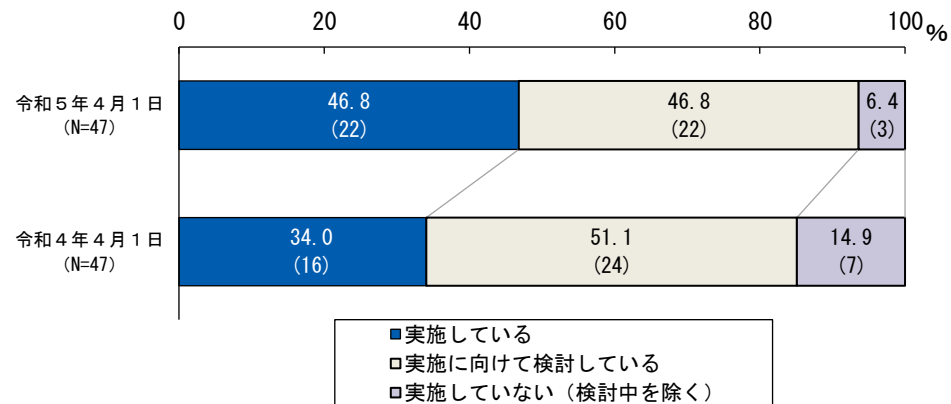
●都道府県単位の協議会の設置有無



●都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施状況



●都道府県による意思決定支援研修の実施状況



(参考) 都道府県別のKPI達成状況

<策定又は実施済 (R5.4 時点) の平均取組数 : 2.9取組 ⇒ 策定又は実施予定あり (R5.4 時点) の平均取組数 : 3.8取組>

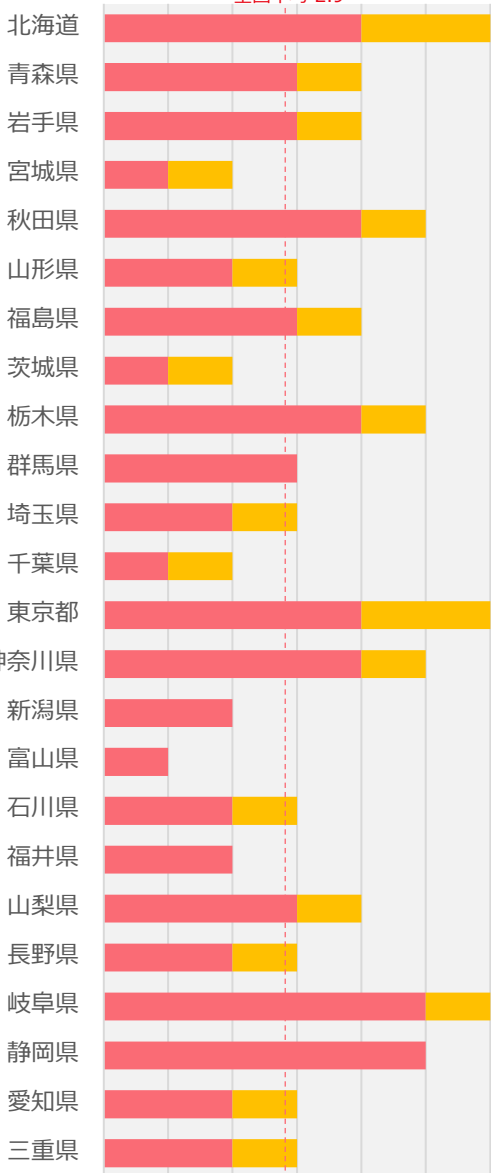
参考

■・・・令和5年4月1日時点で策定（実施）済み

■・・・令和5年4月1日時点で策定（実施）予定あり

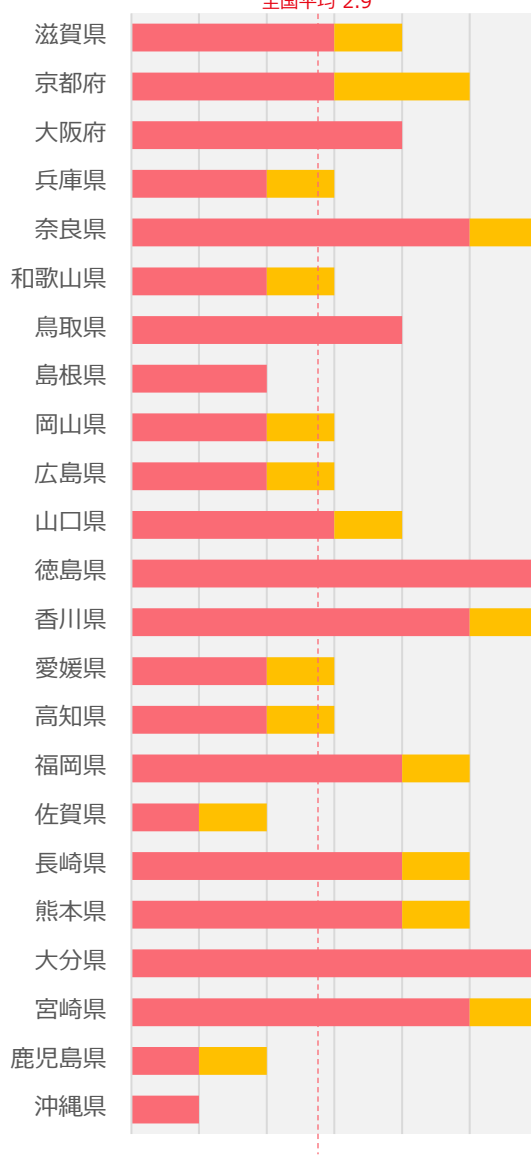
0 1 2 3 4 5 6

全国平均 2.9



0 1 2 3 4 5 6

全国平均 2.9



都道府県名	達成項目数 (予定を含む)	①担い手の 育成方針 の策定	②市民後見人 養成研修 の実施	③法人後見 実施団体の 養成研修 の実施	④市町村長 申立てに 関する研修 の実施	⑤協議会設置	⑥意思決定 支援研修 の実施
北海道	6	○	◎	○	◎	◎	◎
青森県	4	○			◎	◎	◎
岩手県	4	○			◎	◎	◎
宮城県	2	○					◎
秋田県	5	○		◎	◎	◎	◎
山形県	3	○			◎	◎	
福島県	4	○			◎	◎	◎
茨城県	2	○			◎		
栃木県	5	○		◎	◎	◎	◎
群馬県	3	◎		◎	◎		
埼玉県	3	○			◎	◎	
千葉県	2			○	◎		
東京都	6	◎	○	○	◎	◎	◎
神奈川県	5	○	◎	◎	◎	◎	
新潟県	2				◎	◎	
富山県	1				◎		
石川県	3	○			◎	◎	
福井県	2				◎	◎	
山梨県	4	○	◎		◎		◎
長野県	3	○		◎		◎	
岐阜県	6	○	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	5	◎	◎		◎	◎	◎
愛知県	3	○		◎	◎	◎	
三重県	3	○		◎	◎		
滋賀県	4	○			◎	◎	◎
京都府	5	○		○	◎	◎	◎
大阪府	4	◎		◎	◎	◎	
兵庫県	3	○			◎	◎	
奈良県	6	○	◎	◎	◎	◎	◎
和歌山県	3	○			◎	◎	
鳥取県	4		◎	◎	◎		◎
島根県	2				◎	◎	
岡山県	3	○	◎		◎		
広島県	3	○		◎		◎	◎
山口県	4	○			◎	◎	◎
徳島県	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎
香川県	6	○	◎	◎	◎	◎	◎
愛媛県	3	○			◎	◎	
高知県	3	○			◎	◎	
福岡県	5	○	◎		◎	◎	◎
佐賀県	2	○		◎			
長崎県	5	○	◎	◎		◎	◎
熊本県	5	○	◎	◎	◎	◎	
大分県	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎
宮崎県	6	○	◎	◎	◎	◎	◎
鹿児島県	2	○			◎		
沖縄県	1				◎		
達成項目数 (予定を含む)	—	40	16	22	42	35	22

※◎：令和5年4月1日時点で策定済み/実施済み

※○：令和5年4月1日時点で策定予定あり/実施予定あり

※空欄：検討中/策定予定なし/実施予定なし

※ただし、④のみ「令和5年度中に実施予定」の場合も「◎」と記載している。

※⑤⑥においては、実施（設置）予定ありの場合も、実施（設置）済みでなければ「空欄」とする。